

令和7年度学校DXの基盤構築に係るコンサルティング業務委託
技術提案内容説明書

1 業務名

令和7年度学校DXの基盤構築に係るコンサルティング業務委託

2 業務概要及び内容

業務委託仕様書のとおり

3 技術提案の条件

- ・業務委託仕様書に記載のある内容について、まとめて提案すること。
- ・技術提案書は、令和7年度学校DXの基盤構築に係るコンサルティング業務委託評価項目一覧内に記載のある、提案書作成時の留意事項に沿って作成すること。

4 提出書類

下記書類をPDFファイルとしたものを1部。

- ・令和7年度学校DXの基盤構築に係るコンサルティング業務委託の提案書について（様式第4号）
- ・提案書（任意様式）
詳細は業務委託仕様書を確認すること。
本業務の統括責任者、各業務の責任者、担当者を記載した体制図及び業務を遂行するためのスケジュールを作成すること。また、評価項目一覧の評価の観点に示す内容の主な実績について、その内容や成果等がわかる資料を添付すること。
- ・企業等の概要（任意様式）
既存のパンフレットでも可。コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出すること。
- ・見積書（任意様式でその内訳を記載）
積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
本業務に係る人件費、交通費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。

5 優先交渉権者の選定

技術提案書の評価は、「「令和7年度学校DXの基盤構築に係るコンサルティング業務委託」技術提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行う。審査委員会においては、技術提案書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに提案内容に対する評価により、提案の評価（100点満点）を行い、事務局が集計する。集計結果をもとに、全委員による協議を行って優先交渉権者を選定し、優先交渉権者以外の者についても、順位付けを行う。当該得点について、同点の提案者が複数となった場合は、委員の協議により順位を決定することとする。なお、各委員の評価に係る採点の平均点が60点に満たない場合は、評価の対象とならない。

また、提案者が1者であった場合でも評価を行い、採点の平均点が60点以上であった場合は当該提案者を優先交渉権者とする。

6 契約保証金

優先交渉権は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第153条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

契約保証金の免除を希望する場合は、プロポーザル参加資格確認申請書の添付書類として、財務規則第155条各号のいずれかに該当する者であることを確認（証明）する書類を提出すること。

7 契約書の作成

契約書を作成する。

8 その他

- (1) 本件の契約に当たり、優先交渉権者が定める約款等の定めによる手続が必要な場合は、7の契約書の作成に併せて所要の手続を行う。
- (2) 提出された書類等は、優先交渉権者の決定に必要な範囲内において複写することがある。
- (3) 優先交渉権者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (4) 優先交渉権者は、県と提出書類を基に契約条件を調整の上、契約を締結する。